

## 地方公共団体における給与減額支給措置に関する決議

国は、国家公務員の臨時特例的な給与減額支給措置に準じた措置として、本年7月から地方公務員の給与減額を求めている。

今回の措置は、地方固有の財源である地方交付税を給与引き下げの要請手段として用いたものであり、極めて遺憾であると言わざるを得ない。

地方公務員の給与は、住民や議会の意志に基づき各自治体が自主的に決定すべきものであり、地方自治の根源にかかわる問題である。

これまで豊田市では、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させる民間準拠により、社会情勢に適応した適正な給与を示した人事院勧告に基づき、職員の給与を決定してきた。

豊田市では平成17年の合併以降、5年間で5.7%の人員削減や給与構造の見直しを進め、これまでの給与削減率は国の削減措置を考慮してもなお国を上回る成果を上げている。こうした実態を捉えても、今回の要請は一方的なものと言わざるを得ず、給与減額支給措置を講ずる必要はないと考える。

また、特別職の給料や議員報酬については、社会経済情勢の変化や国、他市の状況、豊田市の財政状況や業務の変化など、豊田市を取り巻く諸情勢を総合的に勘案し、市民代表を含めた第三者機関である豊田市議員報酬等及び特別職の給料に関する審議会から適正な額が答申され、決定してきた。

地方分権が進み、議会、議員の責務が増大する中、議員の広範な情報収集活動や市政のチェック、政策提言が非常に重要度を増しており、議員報酬についても適正なものであると認識している。

今後、豊田市議会では、住民の負託に応えるため、さらなる議会権能の向上を目指し議会活性化を進めていくものであり、豊田市においても、給与の時限的な削減措置ではなく、引き続き、職員数の適正化、給与構造の見直しなど行財政改革を進められることを要請する。

以上、決議する。

平成25年6月28日

豊 田 市 議 会